



島根県報

平成29年11月 1 日（水）

号外 第 130 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

平成29年度技能検定試験の実施

（雇 用 政 策 課） 2

公 告

平成29年度技能検定試験（随時実施する3級及び基礎級）を次のとおり実施する。

平成29年11月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種（作業名）及び実施等級**(1) 3 級**

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）
機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）
金属プレス加工（金属プレス作業）
鉄工（構造物鉄工作業）
仕上げ（機械組立仕上げ作業）
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）
家具製作（家具手加工作業）
紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造作業）
プラスチック成形（インフレーション成形作業）
パン製造（パン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）
工業包装（工業包装作業）

(2) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、3級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の4に規定する者とし、基礎級技能検定については規則第64条の5に規定するものとする。ただし、3級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第

1 条の規定による改正前の規則第61条に規定する基礎 1 級若しくは基礎 2 級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、3 級技能検定については規則第65条第 4 項の規定により、基礎級技能検定については同条第 5 項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

なお、一部職種については、問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、3 級技能検定については規則別表第13の 2 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎級技能検定については規則別表第13の 3 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目 4 番地 5 号 SPビル 2 F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時受け付ける。

なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	17,900円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	14,900円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、切手を貼ること。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。また、3 級技能検定の合格者には、3 級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5304）又は島根県職業能力開発協会

(電話0852-23-1755) にお問い合わせのこと。